

会社は不景気とも相違なく分配金を利益を去るに及ぶ此後の一割五分値下断行は果敢多と云ふ意味の起る事と云ふ事
 以上が諸君に於きまじり私達の最良の勝利を得ると同様に模範本家より大なる「大庭公平」を葬らるる今後其宜敷く展覧を仰敬致し事

所長諸君へ

行政学会印刷所筆談圓本部

一八三〇番

5. 9. 1
1608

勞組第二九二三第
 昭和五年八月廿九日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏
 社会 高 豊 官
 神奈川 縣 知 事
 東京地方裁判所 検事 長

行政学会印刷所 勞働筆談ニ關スル件 (解決)

母昔ハ筆談圓部ハ三三三四日第二工場ニ煽動印刷物ヲ撒布シ受ニ廿三日ハ團員約
 八十名決定地ニヒシシクテ催シ集券ヲ揚シ
 松岡野吉村大慶ハ團員同義演説演進展シ解散有復成問懸ニ停頓ヲ来シ
 タルヲ廿四日会社備ノ議決ニテ解決ス